

農林水産知的財産保護コンソーシアム F A Q

(21.8.7 改訂)

[全般]

- Q 1 農林水産知的財産保護コンソーシアム（以下「コンソーシアム」といいます。）を設立した背景はなんですか。
- Q 2 コンソーシアムでは、どのような業務を行うのですか。
- Q 3 コンソーシアムには、どのようなメンバーが参加するのですか。
- Q 4 コンソーシアムに参加するのに、費用負担はあるのですか。
- Q 5 コンソーシアムに参加するメリットは、何ですか。
- Q 6 参加・退会は、いつでもできるのですか。

[商標出願監視業務]

- Q 7 どの国・地域の商標出願を監視するのですか。
- Q 8 商標出願の監視費用は、どのくらいかかるのですか。
- Q 9 どのような単位をもって「1商標」とするのですか。
- Q 10 商標出願の監視は、いつまでに申し込めばよいのですか。
- Q 11 商標出願の監視費用は、誰がどの程度負担すればよいのですか。
- Q 12 コンソーシアムのメンバーは、必ず、商標出願の監視をしなければならないのですか。
- Q 13 疑わしい商標が発見された場合、これに対する異議申立て等への支援はないのですか。
- Q 14 商標監視調査の結果は、いつ通知されるのですか。

[海外現地調査]

- Q 15 どの国・地域で、どのような調査を行うのですか。

[地方相談会]

- Q 16 いつ、どこで地方相談会を開催するのですか。
- Q 17 地方相談会の開催を希望した場合、費用はどのくらいかかるのですか。
- Q 18 相談内容は、海外での知財侵害に限定されるのですか。

※ 主要な修正箇所には、下線を付しています。

[全般]

(Q1) 農林水産知的財産保護コンソーシアム（以下「コンソーシアム」といいます。）を設立した背景はなんですか。

(A1) 近年、我が国の都道府県の地名、品種名等が中国、台湾等で現地の企業等の第三者により商標出願される事例が相次いでおり、日本産農林水産物等の海外展開への悪影響が懸念されています。また、日本産を偽った農林水産物等が海外で出回っており、日本産農林水産物等のブランド価値を下げることにもつながりかねません。

このように、海外において農林水産分野の知的財産の侵害リスクが高まっている状況に対応し、商標出願の一元的な監視体制や海外の模倣品流通に関する情報収集・共有化体制を整備する観点から、平成21年6月19日に地方自治体や農林水産業関係団体の参加によるコンソーシアムを設立いたしました。

(Q2) コンソーシアムでは、どのような業務を行うのですか。

(A2) コンソーシアムでは、主に、以下の3つの業務を行います。

- ① 海外における商標出願状況の監視
- ② 農林水産物等の模倣品の販売状況等に関する海外現地調査の実施
- ③ 知的財産侵害に関する地方相談会の開催

それぞれの詳しい内容は、①についてはQ7～Q14、②についてはQ15、③についてはQ16～Q18をご覧ください。なお、これらのほか、コンソーシアムとして外国政府機関に対する申し入れを行うことも考えています。

(Q3) コンソーシアムには、どのようなメンバーが参加するのですか。

(A3) 地方自治体（主に、都道府県）及び農林水産業関係団体（主に、全国団体又は業界取りまとめ団体）に参加いただいています。市町村や地域レベルの団体が参加することも可能です。そのほか、海外の知的財産侵害に知見のあるジェトロ、日本弁理士会等の専門家の方々にも参加いただいています。

(Q4) コンソーシアムに参加するのに、費用負担はあるのですか。

(A4) コンソーシアムへの参加にかかる費用は、一切ありません。ただし、商標出願状況の監視業務については、その実費について応分負担をしていただくことになります。

(Q5) コンソーシアムに参加するメリットは、何ですか。

(A5) 第一に、商標出願状況の監視を、コンソーシアムとして一体的に行うことが可能となります。一部の地方自治体では、職員の方が中国等の商標出願状況を、インターネット等で検索していると聞いていますが、人的にも時間的にも相当なコストがかかり、また、専門的な知識が必要とされることもあり、個別の対策では限界があります。コンソーシアムでは、商標出願の検索サービスを提供する専門業者と契約し、一元的に監視を行う体制を整

えることで、効率的で有効な監視を行うことができます。

第二に、海外での知的財産侵害の現状やその対応策に関する情報を得ることができます。コンソーシアムが実施する海外現地調査の調査結果は、コンソーシアムのメンバーに提供されます。また、メンバー相互の情報交換により、過去に地名が商標出願された事例への対応策や各地方自治体で実施されている支援策に関する情報を得ることも可能です。

第三に、地元で知的財産侵害に関する相談があった場合、コンソーシアムに申し込めば、コンソーシアムから弁護士、弁理士等の専門家を派遣し、地方相談会を各地域で開催することが可能です。

(Q6) 参加・退会は、いつでもできるのですか。

(A6) 参加・退会は、随時可能です。

[商標出願監視業務]

(Q7) どの国・地域の商標出願を監視するのですか。

(A7) これまで我が国の地名が実際に出願されたことがある、中国及び台湾を監視の対象とすることとしています。その他の国々についても、コンソーシアムのメンバーから要望があれば、検索システムが可能な範囲で対応するよう考えています。例えば、香港及びシンガポールでは中国語による監視が可能ですし、また、その他200の国・地域・機関ではアルファベット商標及び図形商標の監視が可能です。

(Q8) 商標出願の監視費用は、どのくらいかかるのですか。

(A8) コンソーシアムの事務局である、トムソン・ロイターが提供しているウォッチング調査の価格は、中国：17,600円 台湾：22,400円（1商標・全類・1ヶ月）ですが、これはあくまでも定価なので、コンソーシアムとして数十件をまとめて契約すれば、スケールメリットによるディスカウントが可能ですし、商品区分の限定（農水産物・食品の29～33類に限定等）や契約期間の長さ（6ヶ月以上）により、更に安くすることも可能です。

また、スクリーニング調査の価格は、中国：67,000円 台湾：89,600円（1商標・全類）ですが、これについても、一括契約や商品区分の限定によるディスカウントが可能です。

参考：実際に申込があった事例。

対象国：中国（香港、マカオ除く）、台湾

対象商標：1地名について、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字の4商標

対象分類：全類

対象期間：9ヶ月（7月～9月）

上記の条件で、費用は中国：316,800円、台湾：172,800円です。また、例えば中国のみで、対象分類を食品に限れば、1商標につき、1カ月13,200円、半年でも79,200円となります。見積だけでもお気軽にお問い合わせください。

(Q9) どのような単位をもって「1商標」とするのですか。

(A9) 漢字、ひらがな、アルファベットは、それぞれ別にカウントします。例えば、「北海道」、「ほっかいどう」、「HOKKAIDO」で3商標です。ただし、監視費用、スクリーニング調査費用は、漢字商標、ひらがな商標、アルファベット商標全てを調査対象としても3倍にはならないように設定しましたので、詳しくはお問合せ下さい。なお、簡体字と繁体字は、双方で「1商標」としてカウントします。

(Q10) 商標出願の監視は、いつまでに申し込めばよいのですか。

(A10) ウォッチング調査については、毎月20日(20日が休日の場合は次の平日)に申込みを締め切り、翌月1日以降の公告を対象として調査を実施します。スクリーニング調査についても、毎月20日(20日が休日の場合は次の平日)に申込みを締め切り、その時点で出願されている商標を対象として調査を実施しますが、出願後一定期間(中国:2ヶ月程度、台湾:1ヶ月程度)しか経過していないものは、対象になりません。なお、いずれの調査も、今年度の申込みの締切は、平成22年2月19日です。

(Q11) 商標出願の監視費用は、誰がどの程度負担すればよいのですか。

(A11) 基本的には、監視する地名に関係する地方自治体、団体等の中の話し合いにより、負担割合を決めていただくこととなりますが、以下のような負担方法が考えられます。

「〇〇」という地名について

- ① 〇〇県又は〇〇県内の農林水産業関係団体が全額負担
- ② 〇〇県及び〇〇県内の農林水産業関係団体数団体が均等割りで負担
- ③ 〇〇県、〇〇県内の農林水産業関係団体、〇〇県の特産品Aの全国団体が均等割りで負担 等

(Q12) コンソーシアムのメンバーは、必ず、商標出願の監視をしなければならないのですか。

(A12) コンソーシアムに参加したからといって、必ず、商標出願の監視をしなければならないわけではありません。商標出願の監視をしなくても、コンソーシアムのその他の活動、例えば、海外現地調査の調査結果を受け取ったり、地方相談会の申し込みをすることが可能です。

(Q13) 疑わしい商標が発見された場合、これに対する異議申立て等への支援はないのですか。

(A13) 商標出願の監視をする中で疑わしいものが発見された場合、コンソーシアムは、その商標の監視を希望した関係者に、直ちに通知します。その後、関係者の間で必要性を検討した上で、異議申立て等の対抗措置を行っていただくこととなります。

コンソーシアムとして、異議申立て等への財政的な支援はありませんが、コンソーシアムには、ジェトロ、日本弁理士会等の専門家の方々にも参加いただく予定なので、異議申

立ての手續、必要とされる証拠書類等に関して、専門家に無料で相談することが可能です。

(Q14) 商標監視調査の結果は、いつ通知されるのですか。

(A14) 中国については、毎週、商標公告がなされるときに調査を実施し、疑わしい商標が発見されるごとに通知します。台湾については、隔週、商標公告がなされるときに調査を実施し、疑わしい商標の発見の有無にかかわらず、月末に通知します。

[海外現地調査]

(Q15) どの国・地域で、どのような調査を行うのですか。

(A15) 日本産を模倣した農林水産物・食品が多く出回っていると考えられる、中国、台湾、香港等において、現地の卸売市場、スーパーマーケット等での市場調査（写真による記録、販売員等への聞き込み）を行う予定です。具体的な対象都市は現在検討中です。現地で発見された日本産の模倣が疑われる商品の真偽判断の際に、コンソーシアムのメンバーにも、その確認や情報提供等のご協力をいただきたいと思います。

[地方相談会]

(Q16) いつ、どこで地方相談会を開催するのですか。

(A16) 地方相談会は、時期や場所を限定するものではなく、コンソーシアムのメンバーの希望に応じて、いつでもどこでも開催することが可能です。具体的な知的財産権侵害の対応策・予防策の相談、またセミナーや研修会の開催などの要望があれば、コンソーシアムが弁護士、弁理士等の専門家を派遣して、各地域で地方相談会を開催します（10回程度の予定）。

(Q17) 地方相談会の開催を希望した場合、費用はどのくらいかかるのですか。

(A17) 地方相談会にかかる費用（会場借料、専門家の派遣費用等）は、コンソーシアムの運営費から支出されます。コンソーシアムのメンバーが負担する費用は、一切ありません。

(Q18) 相談内容は、海外での知財侵害に限定されるのですか。

(A18) 地方相談会では、海外での知財侵害だけでなく、国内での知財侵害についてのご相談も可能です。